

障がい者虐待の防止について

1 概要

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（通称：障害者虐待防止法）が平成 24 年 10 月に施行された。障害者虐待防止法において、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報することとなっている。法に則り、各障害福祉施設から虐待の疑いも含めて速やかに通報いただいているところであり、市町村・県において対応している。

なお、本県における障がい者虐待に係る対応状況は、県ホームページで毎年公表している。

2 障がい者虐待の防止に向けた本県の取組み

（１）障害福祉サービス事業所・施設の指定基準

「宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成 25 年 4 月 1 日施行）及び同条例施行規則（平成 25 年 4 月 1 日施行）において、障がいのある人の権利擁護・虐待防止に係る以下の基準を定めている。

＜施行規則第 3 条関係＞

- 管理者又は従業者に対し、定期的に、県が実施する障がい者虐待防止・権利擁護研修を受講させること。
- 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。また、その措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 事業所等において、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（２）宮崎県障がい者権利擁護センターの設置、研修の実施

本県では、宮崎県障がい者権利擁護センターを社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会内に設置し、障がい者虐待防止に関する研修の実施や使用者による障がい者虐待の通報の受理等を行っている。

なお、今年度の「宮崎県障がい者虐待防止・権利擁護研修」は下記のとおり予定している。日程等は現在調整中であるが、積極的な受講をお願いする。（昨年は 8 月に案内）

令和 8 年度の実施日程予定 ※障がい者福祉施設等向け研修のみ記載

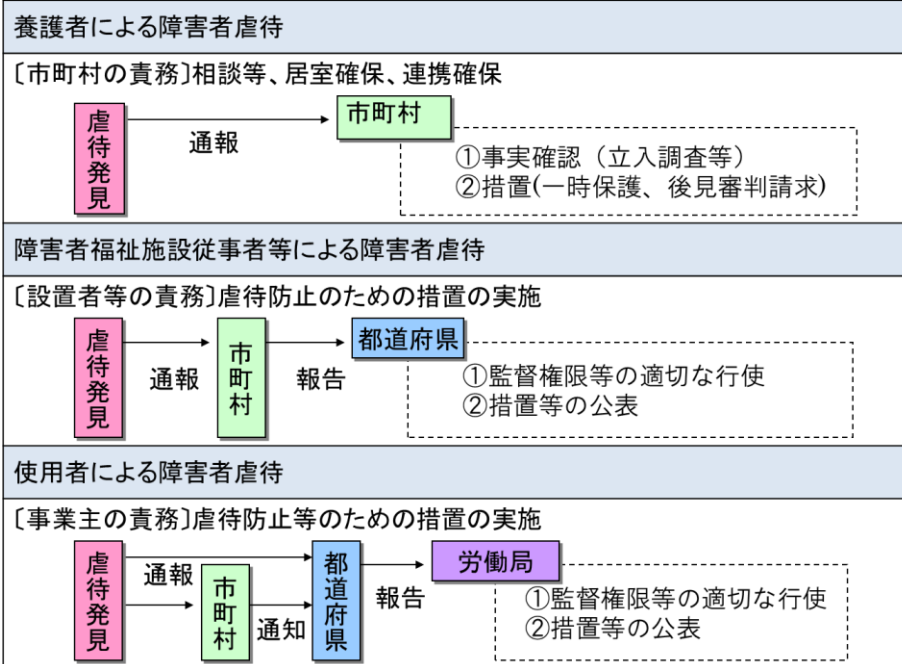
研 修 名	日 程	会 場
（１）共通研修	11 月～12 月 （定員 520 名）	オンデマンド配信により実施
（２）分野別研修		
ア 障がい者虐待の防止と対応研修 （管理者コース）	12 月～ 2 月 （定員 260 名）	集合研修（会場未定）
イ 障がい者虐待の防止と対応研修 （従事者コース）	12 月～ 2 月 （定員 260 名）	〃

3 障害福祉サービス事業所・施設で必要となる取組み

(1) 障がい者虐待が疑われる事案の早期通報

障害福祉サービス事業所・施設の利用者で、障がい者虐待が疑われる場合には速やかに市町村へ通報する必要がある。

<障がい者虐待防止等のスキーム>



※1 障がい者虐待に係る通報窓口は、市町村（※使用者による障がい者虐待の場合は、市町村又は県）。

※2 使用者による障がい者虐待に関する県の通報窓口は、「宮崎県障がい者権利擁護センター」（TEL 0985-26-7670）。

(2) 虐待防止委員会の設置

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定にて、「障害者虐待防止の更なる推進」と「身体拘束等の適正化の推進」のため、**虐待防止委員会の設置等が義務化**された。

4 障がい者虐待防止のマニュアル・手引き

宮崎県や厚生労働省のホームページに障がい者虐待防止対応マニュアル等が掲載されている。

(1) 宮崎県障がい者虐待防止・権利擁護マニュアル

(2) 厚生労働省作成手引き

- ① 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和6年7月改訂）
- ② 市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和6年7月改訂）

(3) 厚生労働省作成ハラスメント対策マニュアル

- 「職員を利用者・家族等によるハラスメントから守るために」（令和4年3月）
- ・事業者は従業員が安全かつ健康に働けるよう配慮する義務がある。（安全配慮義務）
 - ・従業員をカスタマーハラスメントやストレスから守ることが重要。

宮崎県における障がい者虐待の状況（令和6年度）

1. 概 要

- (1) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第20条による公表
- (2) 養護者・使用者による障がい者虐待の状況についての公表

2. 公表対象期間

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

3. 県内における障がい者虐待の状況の推移（過去5ヶ年分）

（件数）

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
養護者による虐待	相談・通報・届出件数 （前年度比）	58 (20)	113 (55)	153 (40)	143 (▲10)	106 (▲37)
	虐待判断件数 （前年度比）	8 (▲2)	12 (4)	17 (5)	12 (▲5)	22 (10)
障害者福祉施設従事者等による虐待	相談・通報・届出件数 （前年度比）	22 (▲28)	42 (20)	52 (10)	60 (8)	59 (▲1)
	虐待判断件数 （前年度比）	2 (▲25)	11 (9)	19 (8)	17 (▲2)	10 (▲7)
使用者による虐待	相談・通報・届出件数(※) （前年度比）	4 (▲2)	6 (2)	7 (1)	15 (8)	7 (▲8)
	虐待判断件数 （前年度比）	（労働局所管のため省略）				

※ 使用者による虐待の相談・通報・届出件数は、市町村・県が受け付けた件数を記載

4. 障がい者虐待の通報等の件数及び虐待判断件数（上記3「令和6年度」の再掲）

	養護者 による虐待	障害者福祉施設 従事者等による虐待	使用者 による虐待
通報等件数（件）	106	59	7
虐待判断件数（件）	22	10	—
被虐待者数（人）	24	10	—

※ 1件の事案に被虐待者が複数いる場合、それぞれ重複して計上

5. 虐待行為の類型

（件数）

	養護者 による虐待	障害者福祉施設 従事者等による虐待
身体的虐待	11	7
性的虐待	1	1
心理的虐待	8	3
放棄・放置	3	1
経済的虐待	9	0
合 計	32	12

※ 1件の事案で複数の虐待行為の類型がある場合、それぞれ重複して計上

相談通報

5,870件

主な通報届出者内訳

- 当該施設・事業所職員 (20.5%)
- 設置者・管理者 (16.5%)
- 本人による届出 (13.8%)
- 家族・親族 (10.0%)
- 相談支援専門員 (8.1%)

5,607件

市区町村

358(市区町村に連絡した件数)

* 令和5年度に通報・届出があった事案460件を含む

事実確認調査の状況 (6,425件)

事実確認調査を行った事例 5,249件

うち、虐待の事実が認められた事例 1,467件

うち、更に都道府県による事実確認調査が必要とされた事例 4件

事実確認調査中の事例 430件

事実確認調査を行っていない事例 746件

・うち、明らかに虐待ではなく調査不要 536件

・うち、調査を予定、又は検討中 114件

うち、都道府県へ事実確認調査を依頼した事例 11件

263件

都道府県

* 令和5年度に通報・届出があった事案5件

* 監査・実地指導等により判明した事案3件を含む

虐待の事実が認められた事例

1,267件

被虐待者 2,010人※1

虐待者 1,421人※2

(死亡事例: 0人)

1,246件※4

事実確認調査を行った事例 (51件)

市区町村から報告を受け、更に都道府県が事実確認を実施して虐待の事実が認められた事例 9件

都道府県が直接把握して虐待の事実が認められた事例 12件

・明らかに虐待ではなく調査不要 16件

・調査中、調査を予定又は検討中 2件

障害者総合支援法等による権限行使等

市区町村による指導等

- ・施設等に対する指導 826件
- ・改善計画提出依頼 849件
- ・従事者への注意・指導 380件

障害者総合支援法等による権限の行使等

- ・報告徴収・出頭要請・質問・立入検査 262件
- ・改善勧告 77件
- ・改善命令 15件
- ・指定の全部・一部停止 32件
- ・指定取消※3 5件
- ・都道府県・政令市・中核市等による指導 386件

虐待者(1,421人) ※2

- 性別
男性(66.3%)、女性(33.7%)
- 年齢
60歳以上(21.5%)、50～59歳(16.8%)、40～49歳(14.9%)
- 職種
生活支援員(43.4%)、管理者(10.1%)、世話人(9.9%)、その他従事者(7.1%)、サービス管理責任者(6.3%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	67.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	58.7%
倫理観や理念の欠如	60.2%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	24.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	29.8%

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
51.6%	11.1%	47.3%	8.5%	7.2%

障害者虐待の事実が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	243	19.2%
居宅介護	27	2.1%
重度訪問介護	10	0.8%
行動援護	5	0.4%
療養介護	44	3.5%
生活介護	143	11.3%
短期入所	33	2.6%
重度障害者等包括支援	1	0.1%
自立訓練	7	0.6%
就労移行支援	8	0.6%
就労継続支援A型	40	3.2%
就労継続支援B型	99	7.8%
共同生活援助	401	31.6%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	4	0.3%
移動支援	12	0.9%
地域活動支援センター	8	0.6%
福祉ホーム	1	0.1%
児童発達支援	24	1.9%
放課後等デイサービス	157	12.4%
合計	1,267	100.0%

被虐待者(2,010人) ※1

- 性別
男性(65.6%)、女性(34.4%)
- 年齢
20～29歳(18.2%)、50～59歳(17.6%)、40～49歳(16.1%)、～19歳(15.5%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
21.3%	67.9%	17.2%	4.4%	1.6%

- 障害支援区分のある者 (73.7%)
- 行動障害がある者 (38.2%)

- ※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の29件を除く1,238件が対象。
- ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった92件を除く1,175件が対象。
- ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
- ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。